

<u>北海道における脱炭素社会の実現に向けた</u> 取組について

環境忍者 えこ之助



令和3年2月22日 北海道環境生活部気候変動対策課

市町村などと連携した脱炭素モデル地域の可視化に向けた取組について

- ~ 脱炭素モデル地域構築調査検討費 ~
- 脱炭素化のポテンシャルの高い市町村や地域の中から、<u>モデル地域を選定し、取組を可視化</u>
- モデル地域における<u>体制構築や施設整備等による事業化</u>
- モデル地域の成果を<u>他地域へ水平展開</u>し、<u>ゼロカーボン北海道の実現</u>へつなげる →R3年度は、実現可能性が最も高い1地域を選定するための調査・検討

道の伴走支援

地域の自走化

2050年

ゼ

モデル地域の構築・可視化

<R3年度>

- 全道域の現況把握、 実態調査
- モデル地域選定 (1箇所)
- 〇 モデル地域実現に向けた 課題等整理

<R4年度~>

- 〇 協議会開催
- 〇 具体的取組検討
- →共通目標設定
- →合意形成支援
- →体制・資金支援
- →ロードマップ

モデル地域の全道展開

<R5年度~>
○ 施設整備等の着手

地域の状況に応じて順次

脱炭素地域を構築

※国や道の補助金等活用

ロカーボン北海道の実現

道内外の先進事例を市町村と共有(R3年度~)

1

脱炭素社会に向けた行動変容促進事業

目的:ゼロカーボン北海道の実現に資する「道民の温室効果ガス削減行動の促進」

概要: 道民の温室効果ガス排出に関する行動特性を調査・分析の上、その結果に基づき、行動科学

の知見(ナッジ※)を活用のもと行動変容を促す有効な情報発信手法を構築する。

※ナッジ:行動科学の知見に基づいた「人々が自分にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法」。

政府は成長戦略、骨太方針、総合イノベ戦略にナッジの活用を位置づけ(令和元年度) 。

背景

- ゼロカーボン北海道の実現には、道民の<u>温室効果ガス削減行動の実践強化</u>が必要
- そのためには、気候変動対策に係る情報発信(普及啓発等)においても、<u>意識向上や教育的視点のみ</u>ならず、CO2削減行動を実際に変容させうる手法の構築とその実践が求められる

事業フロー

① 行動調査:

- ・道民のCO2排出行動の 実態及び特性を把握し、 <u>阻害要因を洗い出す</u>
- ・調査項目は排出量の 多い<u>暖房や給湯</u>、 再エネ利活用等を対象

【実施手法】

・アンケート、対面調査



② 手法構築:

- 結果をもとに、ナッジを活用した<u>行動変容に有効な</u>手法を設計
- <u>効果検証により手法を確</u> <u>立</u>することで、<u>道内の関</u> 係主体に横展開を図る

高い費用対効果と成果の見える化を両立する手法を確立 多様な主体に横展開し、ゼロカーボン北海道の実現へ!

太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業の概要

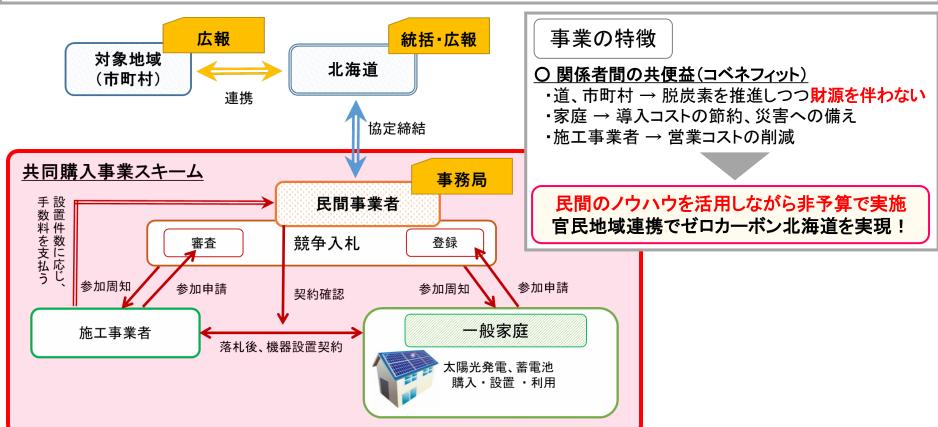
目的:ゼロカーボン北海道の実現に向けた「家庭部門における再エネ導入促進」

概要:太陽光発電及び蓄電池システムの購入希望者を募り、共同購入を行う集団とし、それを競争

入札にかけることでスケールメリットによる価格低減を促し、設備導入を後押しする

実施 フロー

- 事務局を担う民間事業者を公募・選定の上、協定を締結。
- 民間事業者が、周知→入札→契約確認→施工完了確認までの共同購入事業の事務管理を担う。※ 民間事業者は収益(想定)として、落札した施工事業者から件数に応じ一定の手数料を受領



気候変動適応推進事業

目的:気候変動の影響に対し、被害を回避・軽減する「適応」の取組の推進

概要 : 「適応」の拠点となる、「地域気候変動適応センター」を設置し、気候変動影響等の情報を

収集・分析、発信などし、道民、事業者、市町村等の取組を促進する。

設置根拠: 気候変動適応法(H30.12施行)第13条 (抜粋)

「都道府県及び市町村は、区域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、 整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同し て確保するよう努めるもの」

センター とは

地域適応

役割: 〇地域の気候変動影響等に関する科学的知見の整理 〇適応の優良事例の収集

○気候変動に関する情報発信 ○事業者や道民からの相談対応

○気候変動影響の予測及び評価、地域適応計画策定や適応推進のための技術的助言 など

道における地域適応センターイメージ

